

本年 8 月から高額療養費自己負担限度額を見直します

問合先 市民課国民健康保険グループ ☎ 84-5006

高額療養費は、医療機関で 1 カ月に支払った額が自己負担限度額を超えた場合に、超えた分を加入している健康保険が支給(払い戻し)する制度です。高齢化や高額薬剤の普及等により支給総額は年々増加しており、その結果、現役世代を中心に保険税の負担増につながっています。

高額療養費の役割を維持しつつ、すべての世代の被保険者の保険税負担を軽減するため、8 月から、自己負担限度額を次のとおり見直します。

70歳未満の人

8月から

赤字:見直し

所得区分		自己負担限度額	年間上限(新設)
ア	所得901万円超	270,300円 + (総医療費 - 901,000円) × 1% 【4回目以降140,100円】	168万円
イ	所得600万円超 901万円以下	179,100円 + (総医療費 - 597,000円) × 1% 【4回目以降93,000円】	111万円
ウ	所得210万円超 600万円以下	85,800円 + (総医療費 - 286,000円) × 1% 【4回目以降44,400円】	53万円
エ	210万円以下 (住民税非課税世帯除く)	61,500円 【4回目以降44,400円】	53万円★
オ	住民税非課税世帯	36,900円 【4回目以降44,400円】	29万円

※所得とは、総所得金額から基礎控除額(43万円)を差し引いた額です。

70歳以上75歳未満の人

8月から

赤字:見直し

所得区分	自己負担限度額		年間上限(新設)
	外来(個人単位)	外来 + 入院(世帯単位)	
現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)	270,300円 + (総医療費 - 901,000円) × 1% 【4回目以降140,100円】		168万円
現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円以上)	179,100円 + (総医療費 - 597,000円) × 1% 【4回目以降93,000円】		111万円
現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以上)	85,800円 + (総医療費 - 286,000円) × 1% 【4回目以降44,400円】		53万円
一般 (課税所得145万円未満等)	22,000円 【年間上限は216,000円※1】	61,500円 【4回目以降44,400円】	53万円★
低所得者Ⅱ	11,000円 【年間上限は96,000円※2】	25,700円 【4回目以降24,600円】	29万円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,700円	18万円

※1 外来の年間限度額(8月～翌年7月)です。低所得者Ⅰ・Ⅱであった月の外来の自己負担額も対象です。

※2 外来の年間限度額(8月～翌年7月)です。低所得者Ⅰであった月の外来の自己負担額も対象です。

★…年収約200万円までの所得区分と確認できた人は年間上限41万円となり、令和9年8月以降に払い戻しとなります。